

第7編 社会福祉法人の登記

第1章 設立の登記

第1節 社会福祉法人の設立手続

第1 概 説

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人である（社会福祉22）。社会福祉法人制度は、民間の社会福祉事業の自主性を重んずるとともに、その純粋性を維持し、特に公共性を確立して、信頼に応え得る団体とするため、設けられたものである。

社会福祉法人の行う事業には、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業とがある（社会福祉2 I, II, III）。第1種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする（社会福祉60）。しかし、第2種社会福祉事業に属するもののみを目的とするものでも、これを社会福祉法人とすることができる。

社会福祉法人以外の者は、その名称中に社会福祉法人又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない（社会福祉23）。

また、社会福祉法人は、その基礎が確実であることを要するので、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない（社会福祉25）。

社会福祉法人には、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならず、役員の任期は、2年を超えることができない（社会福祉36 I, II）。役員については、社会福祉法第36条第3項及び第4項に制限があることに留意しなければならない。

理事は、社会福祉法人の業務について、原則として、全て法人を代表（各

自代表)するが、定款をもって、その代表権を制限することができる(社会福祉38)(詳細については、後述する第3節第2「登記事項」参照されたい。))。

社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって、成立する(社会福祉34)。

社会福祉法人は、政令の定めるところに従って、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない(社会福祉28Ⅰ)。これらの登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない(社会福祉28Ⅱ)。登記手続は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)及び各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)に具体的に規定されている。

第2 設立手続

社会福祉法人を設立するには、これを設立しようとする者(以下「設立者」という。)が定款を作成し、当該定款について、所轄庁(社会福祉30)の認可を受けなければならない(社会福祉31Ⅰ)。

定款は、社会福祉法人の基本約款であり、その記載すべき事項は、社会福祉法第31条第1項各号に規定されている(詳細については、次節を参照されたい。))。

社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1名以上を置かなければならない(社会福祉36Ⅰ)が、設立当初の役員は、定款で定めなければならない(社会福祉31Ⅱ)。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないから(社会福祉25)、設立者において、財産の寄附等を行わなければならない。

以上の手続が完了したときは、設立者は社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)の定める手続に従い、定款について所轄庁の認可を受けなければならない(社会福祉31Ⅰ)。社会福祉法人

の所轄庁は、都道府県知事であるが、その行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるものについては、厚生労働大臣である（社会福祉30）。

上記の所轄庁の認可があったときは、2週間以内に社会福祉法人の主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない（組登令2 I）。社会福祉法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、成立し、法人格を取得する（社会福祉34）。

第2節 定款の作成

第1 定款の作成と認可

定款は、前記のとおり、社会福祉法人の設立者が法定の事項（社会福祉31 I）及びその他法人の組織運営に必要な事項を決定して、書面に記載して作成し、厚生労働省令の定めるところにより、所轄庁の認可を受けなければならない（社会福祉31 I）。

なお、定款には、設立者が署名すべきものとされている。

定款の認可申請は、施行規則に定める手続により、設立認可申請書及び定款を所轄庁に提出して行う（社会福祉規2 I）。この申請書には、施行規則第2条2項各号の書類を添付しなければならない。

所轄庁は、認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人がその目的とする社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない（社会福祉32）。

社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後1月以内にこれを証明する書類を添付して、所轄庁に報告しなければならない（社会福祉規2 IV）。

また、定款について所轄庁の認可を受けたときは、認可書の到達した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない（組登令2 I, 24）。

なお、社会福祉法人の設立を行う際の審査基準やその定款準則については、

所管行政庁である厚生労働省（旧厚生省）から、後掲のとおり、大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長及び児童家庭局長名をもって、「社会福祉法人の認可について」が各都道府県知事，指定都市市長及び中核市市長宛て通知されているので，参照されたい（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）。

第2 定款の記載事項

定款に記載すべき事項を大別すると，絶対的記載事項，相対的記載事項及び任意的記載事項がある。

1. 絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項とは，定款に記載しなければならないものであり，その記載を欠くときは，定款全体が無効となるものであって，社会福祉法第31条第1項に掲げられている事項の多くがこれに当たる。以下列举する。

(1) 目的（社会福祉31 I ①）

目的とは，社会福祉法人の営もうとする事業内容のことである（昭和28.10.15民事甲第1897号民事局長通達参照）。その事業は，第1種社会福祉事業若しくは第2種社会福祉事業のいずれか，又はその双方であることを要するが，そのほかにも，社会福祉法人は，必要に応じ，公益事業及び収益事業を行うことができる（社会福祉26 I）。各事業については，次の点に留意することが必要である。すなわち，社会福祉事業が当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであって，社会福祉事業に支障がなく，また，その経営は，社会福祉法第3条の趣旨を尊重し，同第61条第1項の準則に合致するものであり，収益は社会福祉事業の経営に充てることを目的とし，法令に基づく施設の最低基準の要件を満たすべきことを要する。

公益事業を行う場合及び収益事業を行う場合には，その種類を定款に記載しなければならない（社会福祉31 I ⑩）。

(2) 名称（社会福祉31 I ②）

社会福祉法人以外の者は、その名称中に「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない（社会福祉23）が、社会福祉法人であるものの名称については、法令上、特別の制限はない。

商号のように、同一名称・同一主たる事務所所在場所の制限も受けない。しかし、法令により使用を禁止された名称又は公序良俗に反する名称を付することは、許されない。

(3) 社会福祉事業の種類（社会福祉31 I ③）

社会福祉事業の種類に第1種及び第2種のものがあることは、前述のとおりである（社会福祉2 I）。

定款の作成に当たっては、本項は「目的」の記載と密接な関係があるので、その記載と併わせて記載するのが相当であろう。

(4) 事務所の所在地（社会福祉31 I ④）

事務所とは、主たる事務所及び従たる事務所の双方を含むものであり、所在地とは、事務所の所在する最小行政区画、すなわち、市、区、町村等を意味し、所在地番（所在場所）までは含まないが、地番まで記載するのが望ましいとされている（社会福祉法人定款準則第4条）。

なお、従たる事務所の所在地は、もちろん、これを置いた場合のみ、記載すれば足りる。

(5) 役員に関する事項（社会福祉31 I ⑤）

役員任期、定数、職務権限等について規定する。

社会福祉法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない（社会福祉36 I）とされているが、実務上、理事の定数は6名以上及び監事の定数は2名以上とされている（社会福祉法人審査基準第3、社会福祉法人定款準則第5条）。また、役員定数は、「理事6名」、「監事2名」のように、確定数とすることとされている（社会福祉法人審査基準第3）。

理事は、全て法人を代表するが、定款をもって、その代表権を制限することができる（社会福祉38）。実務上は、責任体制を明確にする

ため、理事の中から理事長を選出することとされている（社会福祉法人審査基準第3）。このため、定款には、「理事長は、この法人を代表する」旨の規定が置かれることとなる（社会福祉法人定款準則第5条）。

なお、理事長及び理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこととされている（社会福祉法人定款準則第5条）。

役員の具体的な選任の方法については、社会福祉法上の定めはないから、定款で定めなければならず、社会福祉法人の規模により異なるものの、例えば、「理事の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する」等の定めが設けられている。評議員会を設けた場合には、例えば、「理事は、評議員会の決議を得て選任する」等の定めが設けられている。

役員の任期は、2年を超えることができない（社会福祉36Ⅱ）から、その任期を具体的に記載することとなる。

設立当初の役員について定款で定めなければならない（社会福祉31Ⅱ）ことは、前記のとおりである。

(6) 会議に関する事項（社会福祉31Ⅰ⑥）

社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決せられる（社会福祉39）が、実務上は、理事会を置いて、これに関する規定を設けるのが通常のものである（定款例参照）。

なお、評議員会については、相対的記載事項の項を参照されたい。

(7) 資産に関する事項（社会福祉31Ⅰ⑦）

資産については、その区分（例えば基本財産と運用財産の別）、内容管理、処分の方法、処分の制限等を定めなければならない。

(8) 会計に関する事項（社会福祉31Ⅰ⑧）

予算の作成及び決算の方法、特別会計を置く場合には、その内容等を定める必要がある。また予算に含まれない臨時の支出、債務の負担等が生じた場合の措置も、定めるのが適当である。社会福祉法人の会

計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされ、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、理事は、これらの書類を監事に提出するとともに、これを各事務所に備え置き、当該法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧して供しなければならない（社会福祉44）。

(9) 定款の変更に関する事項（社会福祉31 I ⑬）

定款の変更の決議の方法については、社会福祉法上は特段の規定がないので、その変更の方法を定款に規定しなければならないものとされている。実務上は、例えば、理事の3分の2以上の同意を得て定款を変更する等の規定が設けられているようである。

(10) 公告の方法（社会福祉31 I ⑭）

公告の方法については、社会福祉法上、特に制限はないので、必ずしも日刊新聞紙に掲載する方法とする必要はないが、社会福祉法人の公共性に鑑み、できるだけその趣旨に沿った公告方法が定められるべきであるという考え方から、実務上は、法人の事務所の掲示場及び日刊新聞紙に掲載する旨が規定されているようである。

2. 相対的記載事項

相対的記載事項とは、定款に記載することを要しないものの、定款によって定めなければ効力を生じない事項である。その主なものを列挙すれば、次のとおりである。

(1) 評議員会を置く場合は、これに関する事項（社会福祉31 I ⑨）

社会福祉法人の業務に関する重要な事項は、定款をもって、評議員会の決議を要するものと定めることができる（社会福祉42Ⅲ）が、このほか、評議員の数、招集権者、議長の選任方法、決議すべき事項、会議の定足数、議決方法、評議員会の権限、評議員の資格及び任期等の評議員会の運営に必要な事項が定められなければならない。

なお、評議員の任期については法に別段の定めがなく、また、任期満了後も後任者が選任されるまで前任者がその職務を行う旨を定めても、差し支えない。

(2) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類（社会福祉31 I ⑩）

収益事業の種別及び収益の使用等に関する規定である。収益事業は、特にその兼営の必要性が認められ、当該収益事業が社会福祉法人の品位を傷つけず、その裏付けとなる資産を備えてその事業計画が相当と認められる場合にのみ、認可されるので、将来行うかもしれないというような事業を定款に記載するのは、望ましくない。

(3) 解散に関する事項（社会福祉31 I ⑪）

解散については、その原因が社会福祉法第46条第1項に法定されているが、それ以外の解散原因を定めるには、定款にその旨を規定しなければならない。

また、残余財産が帰属すべき者に関する規定を置く場合には、その者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない（社会福祉31 III）。

(4) 理事の代表権を制限する規定

理事は、原則として、全て社会福祉法人の業務について当該社会福祉法人を代表するが、定款をもって、その代表権を制限することができる（社会福祉38）。

この制限の方法としては、例えば、「理事長以外の理事は、この法人を代表しない」のように、理事長を置き、理事長のみが代表権を有する旨の定めを置くなどの方法がある。

(5) 業務の決定方法

社会福祉法人においては、定款に別段の定めがない場合には、理事の過半数をもって業務を決定する（社会福祉39）が、定款にこの別段の定めとして業務の決定方法を定めたときは、これによることとなる。

3. 任意的記載事項

定款には、以上のほか、強行規定又は社会福祉法人の本質に反しない限り、いかなる事項でも定めることができる。これらの事項を定款に規定したときは、それが適法である限り、当該社会福祉法人及びその機関等を拘束することとなる。以下にその主たるものを列挙する。

- (1) 理事長又は理事に総裁、会長等の名称を与えること。
- (2) 職員の任免、事務局の組織等に関する事項
- (3) 補充役員の任期に関する規定
- (4) 理事長に事故等があるときの代理代行に関する規定

参考のため、定款の記載例並びに「社会福祉法人審査基準」及び「社会福祉法人定款準則」を次に掲げる。

定 款 の 記 載 例

社会福祉法人〇〇定款

(記載例1)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ア 養護老人ホーム〇〇園の設置経営
 - イ 養護施設〇〇学園の設置経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - 保育所〇〇保育園の設置経営

(名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人〇〇という。

(事務所の所在地)

第3条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）の事務所を〇〇県
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第4条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

2 理事のうち1人は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長のみが、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特別の
関係がある者が理事のうちに〇〇名を超えて含まれてはならず、監事
のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

第5条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によっ
て行う。ただし、日常の軽易な業務は、理事長が専決し、これを理事
会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、
理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間
以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を
開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段
の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のと
きは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第6条 理事長に事故があったとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次、理事長の職務を代理する。

(理事の委嘱)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(監事の選任)

第8条 監事は、理事会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(議 員)

第10条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第11条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産と運用財産の2種

とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) ○○県○○市○○丁目○○番地所在の木造瓦葺平屋建
○○保育園 園舎 1棟 (○○平方メートル)
- (2) ○○県○○市○○丁目○○番地所在の
○○保育園 敷地 1筆 (○○平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに、第2項に掲げるため必要な手続を執らなければならない。

(基本財産の処分)

第12条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得た上、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合は、厚生労働大臣の承認は要しない。

(資産の管理)

第13条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第14条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第15条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第16条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 会計の決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

3 第1項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備え置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第18条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第4章 解散及び合併

(解 散)

第19条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）した場合における残余財産は、清算人総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第21条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第22条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第6章 公告の方法

第23条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇の掲示場に掲示するとともに、〇〇新聞に掲載して行う。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長 理 事	〇〇	〇〇
理 事 長	〇〇	〇〇
理 事	〇〇	〇〇
理 事	〇〇	〇〇
理 事	〇〇	〇〇
理 事	〇〇	〇〇
監 事	〇〇	〇〇
監 事	〇〇	〇〇

社会福祉法人〇〇会定款

（記載例2—評議員会を設けた場合）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身と